

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年3月20日 08時20分ごろ
発生場所	島根県浜田市浜田港 浜田港沖防波堤灯台から真方位265° 1,400m付近 （概位 北緯34° 53.5′ 東経132° 01.7′）
インシデントの概要	漁船第六十五吉勝丸 <sup>よしかつ</sup> は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十五吉勝丸、188トン
船舶番号、船舶所有者等	120677、有限会社吉勝漁業
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	主機の冷却水管に破口、補機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、浜田港に向けて航行中、機関長が機関士と共にいつものように入港前の機関室の点検を行ったところ、冷却清水量が不足していること及び冷却清水が主機の冷却水管から漏れいして機関室内に滞留していることが判明した。</p> <p>本船は、船長が、機関長から主機運転の継続が困難との報告を受けて機関を停止し、僚船にえい航されて浜田漁港の岸壁に着いた。</p> <p>本船は、機関修理業者が点検した結果、主機の冷却水管に腐食による破口が生じていることが判明した。</p> <p>本船は、進水した後、主機の冷却水管を交換した記録がなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機の冷却水管が腐食して破口を生じたことから、同破口部から主機の冷却清水が漏れいして冷却清水量が不足し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、進水後、約39年間にわたって主機の冷却水管を交換していなかったことから、同管の腐食が進行して破口を生じた可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、主機の冷却水管が腐食して破口を生じたため、同破口部から主機冷却清水が漏れいして冷却清水量が不足し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられ

	る。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・冷却水管等は、定期的な点検及び整備を行うこと。</li><li>・主機の冷却清水に防錆<sup>せい</sup>剤を投入し、冷却清水系統内の防食を図ることが望ましい。</li></ul>